

(スペイン民法)

全国通訳案内士 (元司法書士) 古閑次郎

このページの上位ページは、<http://www.kokansihoo.com/codigocivil.html> です。

(令和4年10月見直し修正)

第1編 第9章：未成年者の後見と監護

第1節：後見

第1款：総則

第199条 (2021年改正、同年施行) (次の者は) 後見に服する：

- ① 非保護の状況にある親権解放されていない未成年者。
- ② 親権に服していない親権解放されていない未成年者。

第200条 (2021年改正、同年施行) 後見機能は義務を形成し、被後見人のために行使され、裁判所の援護下に置かれる。

第158条に規定される処置は、また、未成年者の後見のあらゆる場合で、未成年者の利益が要求するとき、裁判所により決定される。

ある公的 (保護) 組織の後見の下にある未成年者の場合、これらの処置は裁判所のみが、職権で、または、当該公的 (保護) 組織、検察庁あるいは未成年者自身の申し立てで、決定できる。公的 (保護) 組織はその手続きの中に参加し、決定された処置はこれに通知されて、この通知はそこから居住センターの長または里親受け入れ家庭に送られる。

第201条 (2021年改正、同年施行) 両親は、遺言または公正証書で後見人を指名でき、後見の監督機関を設立できる。同じく、それらを取りまとめるべき者、または、未成年の子の人身もしくは財物についての処分を調整すべき者を指定できる。

第202条 (2021年改正、同年施行) 前条の指定は、裁判所を後見設定のとき、拘束する。但し、未成年者のより良い利益が他のものを要求する場合は除かれる。この場合は理由付きの決定を宣言する。

第203条 (2021年改正、同年施行) 両親の遺言または公正証書中になされた両親の処分があるときは、それらが両立する限りにおいて、それらは一緒に適用される。両立しないと、裁判所が被後見人に都合がより良いと考える処分が、理由付き決定で、採用される。

第204条 (2021年改正、同年施行) 遺言または公正証書中でなされた後見についての処分は、それらを採用するときに、処分者が親権剥奪されていた場合は、効力はない。

第205条 (2021年改正、同年施行) 未成年者を受益者として無償で財物を処分する者は、それらの財物の管理・処分規則を設定でき、その管理者を指定できる。管理者に付与されていない機能は後見人に属する。

第206条 (2021年改正、同年施行) 後見設定 (裁判) に呼出された親族、およ

び未成年者をその保護の下に置く自然人または法人は、設定の理由となる事実を知ったときから、その設定を推進する義務を負う。その義務を果たさないときは、発生した損害を連帯して賠償する責任がある。

第 207 条 (2021 年改正、同年施行) 何人も後見の決定的事実を検察庁または裁判所に、次条に規定される手続きを開始させるため、知らせることができる。

第 208 条 (2021 年改正、同年施行) 裁判所は、法律上規定された取り扱いで、非訟事件手続きで後見を設定する。

第 209 条 (2021 年改正、同年施行) 後見は、職権でまたは未成年者あるいはいかなる利害関係人の申立てで行動する、検察庁の監督の下で行使される。

(検察庁は) いつでも未成年者の状況および後見の管理の状態について後見人に報告を求めることができる。

第 210 条 (2021 年改正、同年施行) 裁判所は、後見設定の決定中にまたはその後の決定中に被後見人の利益に相当と考えられる監視・監督の措置を盛込むことができる。同様に、いつでも、未成年者の状況および管理の状態について後見人に報告を求めることができる。

第 2 款：後見の就職と後見人の指名

第 211 条 (2021 年改正、同年施行) 後見機能を適切に行行使するための適正条件を十分に満たし、また、それらの条件内に次条以下に設定される無資格事由のなんらかも有さない何人も、裁判所の判断で、後見人になることができる。

第 212 条 (2021 年改正、同年施行) その目的に未成年者の保護が謳われている財団およびその他の公的または私的非営利法人は、後見人になることができる。

第 213 条 (2021 年改正、同年施行) 後見人の指名には次の順序の者が優先する：

- ① 親が遺言または公証人の公正証書で指名した者。
- ② 裁判所が指名する尊属または兄弟。

例外的に、理由付き決定で前段の順序の変更ができ、または、未成年者の利益が必要とするときは、前段に表示されている全員を排除できる。未成年者にとっては後見人の家庭生活に組込まれることは利益とみなされる。

第 214 条 (2021 年改正、同年施行) 前条に言及される者が欠けるときは、裁判所は、被後見人との関係から、また、その利益にとって最も適正と考えられる者を後見人に指名する。

第 215 条 (2021 年改正、同年施行) 数人の兄弟のため後見人を指名しなければならない場合は、指名は同一人物になるよう務める。

第 216 条 (2021 年改正、同年施行) 次の者は後見人になることはできない：

- ① 裁判所の決定で親権の行使または監護・教育の権利の全部もしくは一部の行使を剥奪または停止されている者。
- ② 前の後見、保佐または監護から法的に解任された者。

第 217 条 (2021 年改正、同年施行) 裁判所は次の者を指名することはできない：

- ① 被後見人の親によって排除された者。
- ② 後見業務を良好に遂行しないと基本的に予想させるいかなる犯罪で有罪判決を受けた者。
- ③ 破産手続き中で、財産管理権能で交代させられた（財産）管理人。
- ④ 破産の有責者との宣告が課される者。但し、後見が人身に係る場合を除く。
- ⑤ 後見に付される者と利害の衝突がある者

第 218 条 (2021 年改正、同年施行) 後見は一人の後見人が行使する。但し、(次の場合は複数後見人となる)：

- ① 被後見人の人身またはその財産に特別な状況が存するために、人身についての後見人の職務と財物についての後見人の職務を別々の職務と分けることが適当である場合は、これらの各職務は、例え、両職務に関する決定を一緒に取るべき場合でも、独立してその管轄の範囲で行動する。
- ② ある者をその兄弟の子の後見人に指定するときで、後見人の配偶者または愛情と同様な関係にある者がさらに後見を行使することが都合が良いと考えられるとき。
- ③ 被後見人の親が遺言中または公証人の公正証書で一人以上の者を共同して後見行使するために指名したとき。

第 219 条 (2021 年改正、同年施行) 前条の③の場合で遺言者が明示的に処分したとき、(裁判所は) 後見人指名のとき、連帯してこれらの者が後見権能を行使できると決定することができる。

このような(裁判所の) 指名が介在しないときは、前条の①の規定を損なうことなく、複数の後見人に委任された後見の権能はこれらが共同して行使しなければならない、しかし、多数の同意でなされることも有効である。そのような同意がないときは、裁判所は、後見人の意見および被後見人に十分な判断力があるとその被後見人の意見を聞いて、適当と思料される上訴なしの決定をなす。同意の不一致が繰り返され、後見の行使がひどく滞った場合は、裁判所はその機能を再構成でき、また、新後見人を指名することができる。

第 220 条 (2021 年改正、同年施行) (複数) 後見人が共同付与された権能を持っていて、ある法律行為または契約についてそれらのある者に利害の非両立性または相反があるときは、その行為は他の後見人、または、複数のときは、その他の後見人が共同してなすことができる。

第 221 条 (2021 年改正、同年施行) いかなる事由によっても(複数) 後見人のある者が辞任する場合、後見は、指名のときに明示的に他のことが処分されていないときは、その他の者に存続する。

第 222 条 (2021 年改正、同年施行) 非保護の状況にある未成年者の後見は、法律上当然に、それぞれの地域で未成年者保護を委託される公的(保護) 組織に属する。

しかしながら、通常の規則に従って、未成年者との関係または他の状況により、未成年者の利益のため後見の引き受けができる者がいるときは、後見人の指名がなされる。

前段の場合で、後見人の裁判所指名の前に、または、それと同じ決定の中で、親権の停止または剥奪、もしくは、場合によって後見人の解任が決定されなければならない。

検察庁および後見行使に呼ばれた者は、親権剥奪の請求訴権を行使する、後見人を解任する、また、非保護の状況にある未成年者の後見人指名を申し立てするために適法性を有する。

第 223 条 (2021 年改正、同年施行) 後見の解任・減免(excusa)の事由・手続きは、保佐に設定されたものと同じである。

裁判所は、未成年者が充分判断力を有する場合、その者の申し立てで解任を宣告できる。いずれにしても、その意見は考慮され、12 歳以上である場合は、聴聞される。

解任が宣言されると、本法典に設定された方式で、新しい後見人の指名に移行する。

第 3 款：後見の行使

第 224 条 (2021 年改正、同年施行) 保佐の規則が、補完的に後見に適用される。

第 225 条 (2021 年改正、同年施行) 後見人は、未成年者の代理人である。但し、自身で実行できる（法律）行為、または、単に支援が必要な行為は除かれる。

第 226 条 (2021 年改正、同年施行) 後見人は次のことが禁じられる：

- ① 被後見人から、または、その承継人から無償譲与を、確定的にその処置が承認されていない間に、受けること。
- ② 同じ行為に自己の名で介入するとき、または、利害の衝突があるときに、被後見人を代理すること。
- ③ 被後見人の財物を有償で取得する、または、有償で自己の財物を被後見人に移転する。

第 227 条 (2021 年改正、同年施行) 後見人は、被後見人の人格に従い、その権利を尊重して、未成年者のためにその職務を行う。

後見人は、その後見の行使において必要がある場合は、当局の援助を得ることができる。

第 228 条 (2021 年改正、同年施行) 後見人は被後見人を庇護する義務がある。特に：

- ① 被後見人を庇護し、糧を与える。
- ② 未成年者を教育し、健やかな成長を得させる。
- ③ その社会へのより良い適応を促進させる。
- ④ 未成年者の財産を適正な入念さを持って管理する。
- ⑤ 毎年裁判官に未成年者の状況を報告し、その管理の年度計算を提出する。
- ⑥ 未成年者の意見を、彼に影響する決定を採用する前に、聞く。

第 229 条 (2021 年改正、同年施行) 後見人は、被後見人の財産が許すときは、報酬を受ける権利を有し、同じく、当該財産の払いで満足される金額で、正当

な費用の償還に権利を有する。

親が他のことを設定した場合を除き、また、当該見積もり (previsión) が、裁判所が未成年者の利益のために都合がよいと思料した場合に、裁判所により修正され得ることを損なうことなく、金額とその受領方式を決めることは裁判所に属する。このために実行する労力および財物の価値と収益力を考慮する。

また、後見人が糧を提供するのと引き換えに被後見人の財物の果実を自己のものとするように、親がこのように処置した場合は、設定できる。裁判所は、この見積もりを無効にすることができ、または、親が何も処置しなかったときであっても、未成年者の利益に都合が良いと思料したばあゝは、見積もりを設定できる。

第 230 条 (2021 年改正、同年施行) 後見機能行使で自己の責めなく損害を被る者は、被後見人の財物の払いで賠償を受ける権利を、他の方法で満足を得られない場合、有する。

第 4 款：後見の消滅と計算の最終的提供

第 231 条 (2021 年改正、同年施行) 後見は、(次の場合) 消滅する：

- ① 成年により、親権解放により、または、未成年者への成年の利益の譲与により。
- ② 未成年者の養子縁組により。
- ③ 未成年者の死亡または死亡宣告により。
- ④ 親権剥奪または停止により (後見) 開始していて、親権者が親権を回復するとき、または、親権者が事実上親権行使することを阻害する事由が消滅するとき。

第 232 条 (2021 年改正、同年施行) 後見人は、毎年の計算提出義務を損なうことなく、その機能が止むときは、その管理についての正当と認められる包括的計算を 3 ヶ月以内に裁判所に提出しなければならない。その 3 ヶ月の期間は正当事由がある場合必要な期間延長できる。

この計算の提供請求権は、それを実施すべき期間の終了から 5 年間で時効消滅する。

裁判所は、計算認可を決定する前に、場合により、新後見人および後見に服していた者もしくはその相続人の意見を聞く。

計算の裁判所認可は、後見人および未成年者またはその承継人に後見によって相互に随伴し得る種々の請求権の行使を阻害しない。

第 233 条 (2021 年改正、同年施行) 計算の提供に必要な費用は、後見に付された者の財産の負担とする。

包括的計算の清算は、後見人に有利または不利に、法定利息を生む。清算が後見人に有利のときは、財物はその所有者に引渡されて、請求から支払いまで、法定利息が発生する。後見人に不利なときは、計算の認可から 3 ヶ月経過すると法定利息が生じる。

第 234 条 (2021 年改正、同年施行) 後見人は、自己の責任または過失で未成年

者に発生させた損害賠償の責めを負う。

この責任の請求訴権は計算の最終提出から数えて3年で時効にかかる。

第2節：未成年者の裁判上の保護者

第235条（2021年改正、同年施行）（次の場合）未成年者の裁判上の保護者が指名される：

- ① 法律が他の救済手段を取る場合を除いて、ある事件で未成年者とその法定代理人の間で利益の衝突があるとき。
- ② いかなる事由によっても、後見人がその業務をとらない場合で、その事由が止むまで、または、他の者がその業務をとるために指定されるまで。
- ③ 親権解放された未成年者が、第247条および第248条に規定される能力の補完を要求するとき、また、その提供に当たる者ができないとき、または、その者と利害の衝突があるとき。

第236条（2021年改正、同年施行）障害がある者の裁判上の保護者の規則は、未成年者の裁判上の保護者に適用される。未成年者の裁判上の保護者は、未成年者のために、その人格に従って、また、その権利を尊重して、自己の職分を行使する。

第3節：未成年者の事実上の監護

第237条（2021年改正、同年施行）裁判所は、事実上の監護者の存在を知ったときは、未成年者の人身および財物の状況並びにそれらの財物に関する未成年者の行動について報告するよう監護者に請求できる。また、適切と考える管理・監視の措置を設定することができる。

保全的に、事実上の監護が保持される間、また、適切な保護処置が形成されるまで、適当な場合、裁判上で監護者に後見権能を付与できる。同じく、一時的（里親）受け入れを、監護者を受け入れ者として、形成できる。

2. 未成年者の非保護状況に加えて、第172条に規定される支援欠如の客観的状态があるときは、その宣言がなされる。

その他の場合では、事実上の監護者は親権剥奪または停止、後見の解除あるいは後見人の指名を促すことができる。

第238条（2021年改正、同年施行）障害がある者の事実上の監護者の規則は、補完的に、未成年者の事実上の監護者に適用される。